

滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業実施要綱

1 目 的

障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護等を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、滋賀県とする。

ただし、事業の一部または全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 対 象 者

原則として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事することを希望する者、従事することが確定している者または既に従事している（ステップアップ等の対象）者とする。

4 研修カリキュラム

（１）本研修は、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程、継続養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程の 11 課程とし、各課程のカリキュラムについては別紙 1 のとおりとする。

（２）各課程の趣旨等は、次のとおりとする。

ア 居宅介護職員初任者研修課程

居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

エ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行うこととする（ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）

オ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、ウ、エ及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚令 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第 3 第 1 号の研修課程（以下「基本研修」という。）を統合したものとして行うこととする。

カ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

重度の知的障害者又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的とする。

キ 同行援護従業者養成研修一般課程

同行援護従業者養成研修一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時の必要な援助を行うことに関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

ク 同行援護従業者養成研修応用課程

同行援護従業者養成研修応用課程は、同行援護を提供する事業所や同行援護サービス提供責任者に必要な知識を習得し、サービス提供の管理・監督の質を向上させることを目的として、一般課程を修了した者を対象に行うこととする。

ケ 行動援護従業者養成研修課程

行動援護従業者養成研修課程は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することとする。

コ 継続養成研修

居宅介護職員初任者研修課程修了者の資質の維持、向上のために実施する次の 4 プログラムとし、居宅介護職員初任者研修課程修了者は、原則として 3 年を経過するごとにいずれかのプログラムを受講することとする。

（ア）チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム

（イ）最新の知識プログラム

（ウ）指導技術と介護技術プログラム

(エ) 困難事例対応プログラム

サ 全身性障害者外出介護従業者養成研修

全身性の障害を有する者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

(3) 各課程の概要、受講対象者および研修時間は、次のとおりとする。

課 程	受 講 対 象 者	時間
居宅介護職員初任者研修課程	居宅介護事業に従事する者またはその予定者	1 3 0
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	居宅介護事業に従事する者またはその予定者 で、介護に関する基礎的な知識及び技術が必要な者	5 0
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	重度訪問介護事業に従事する者またはその予定者	1 0
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者（※1）	1 0
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	重度訪問介護事業に従事する者またはその予定者	2 0 . 5
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	重度訪問介護事業に従事する者またはその予定者	1 2
同行援護従業者養成研修一般課程	同行援護事業に従事する者またはその予定者	3 0
同行援護従業者養成研修応用課程	同行援護従業者養成研修一般課程修了者（※2）	6
行動援護従業者養成研修課程	行動援護事業に従事する者またはその予定者	2 4
継続養成研修	居宅介護職員初任者研修課程修了者	設定された時間数
全身性障害者外出介護従業者養成研修課程	A 居宅介護職員初任者研修課程修了予定者または修了者および介護福祉士	1 0
	B 上記以外の者	1 6

※1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程を同時並行的に受講している者を含む。

※2 同行援護従業者養成研修一般課程を同時並行的に受講している者を含む。

※3 平成18年9月29日厚生労働省告示第538号「指定居宅介護等提供に当たる者として

厚生労働大臣が定めるもの」に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当するものとして滋賀県知事が認める研修は次のとおりとし、その研修を修了した者を含む。

- ①平成 9 年 5 月 23 日障障第 90 号厚生省大臣官房・障害保健福祉部長通知「ガイドヘルパー養成研修事業の実施について」の別紙「ガイドヘルパー養成研修（うち重度視覚障害研修課程）」
- ②平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 110 号「指定居宅介護等提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める視覚障害者移動介護従業者養成研修課程
- ③平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号「指定居宅介護等提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修課程
- ④「滋賀県居宅介護従業者養成研修事業指定事務取扱要領（平成 15 年 5 月 30 日滋障第 941 号、平成 19 年 2 月 16 日滋障第 223 号最終改正）に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修
- ⑤他の都道府県において実施されている上記①から④と同等程度とみなすことができる研修

- （４）知事は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者が居宅介護職員初任者研修課程の研修を受講する場合、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修統合課程終了者、同行援護従業者養成研修一般課程修了者、行動援護従業者養成研修課程修了者、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、従前の本要綱に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、従前の本要綱に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、従前の本要綱に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合、介護福祉士、居宅介護従業者養成研修修了者又は修了予定若しくは旧通知に基づく研修修了者又は修了予定者、介護保険法上の訪問介護員又は訪問介護員養成研修修了予定者が、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を受講する場合は、各研修課程の研修科目および研修時間のうち、別表に掲げる研修科目および研修時間を免除することができるものとする。

5 研修期間

- （１）居宅介護職員初任者研修課程については、原則として 8 か月以内に修了することとする。
- ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、1 年 6 か月の範囲内で修了するものとする。
- （２）障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、原則として 4 か月以内に修了することとする。
- ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、8 か月の範囲内で修了するものとする。

(3) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1か月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、2か月の範囲内で修了するものとする。

(4) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1か月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、2か月の範囲内で修了するものとする。

また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2か月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、4か月の範囲内で修了するものとする。

(5) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については、原則として2か月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、4か月の範囲内で修了するものとする。

(6) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程については、原則として1か月以内に修了することとする。

ただし、やむおえない場合については、2か月以内とする

(7) 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として2か月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、4か月の範囲内で修了するものとする。

(8) 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1か月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、2か月の範囲内で修了するものとする。

また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3か月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、6か月の範囲内で修了するものとする。

(9) 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2か月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、4か月の範囲内で修了するものとする。

(10) 継続養成研修については、原則として3月以内に修了することとする。

(11) 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程については、原則として2か月以内に修了す

ることとする。

ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、4か月の範囲内で修了するものとする。

6 修了証明書の交付等

- (1) 知事は、研修修了者に対し、修了証明書（様式第1号）および携帯用修了証明書（様式第2号）を交付するものとする。
- (2) 知事は、研修修了者について、氏名、生年月日、修了課程、修了年月日、修了証明書番号等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

7 研修会参加費用

知事が実施する研修開催経費は、県が負担するものとする。ただし、研修会受講に係る教材費等の実費相当分については、受講者の負担とする。

8 居宅介護職員初任者研修等事業としての指定

- (1) 知事は、自ら行う研修事業の他に滋賀県内において、社会福祉法人、学校法人その他の法人等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果、滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定める要件を満たすものを、居宅介護職員初任者研修等事業として指定する（以下「指定研修」という。）ことができるものとする。
- (2) 指定研修の実施者（以下「事業者」という。）は、研修修了者に対し、取扱要領で定める様式に準じ修了証明書および携帯用修了証明書を交付するものとする。
- (3) 知事は、指定研修修了者についても、6の（2）に準じ適正に取扱うものとする。
- (4) 事業者は、事業内容を変更、休止、廃止または再開する場合には、取扱要領で定める様式により知事に届け出なければならない。
- (5) オンラインその他の通信の方法による場合を含め、事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修事業（単に受講者の募集対象地域または居住地が複数の都道府県にわたる場合を除く。）についても、事業の実施場所が滋賀県の場合は、滋賀県知事が指定するものとする。

付 則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年2月16日に改正し、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月5日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年7月8日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年6月2日に改正し、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

ただし、令和3年3月31日までの間に改正前の本要綱で定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、改正後の内容の研修を終了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

付則

この要綱は、令和7年1月24日から改正し、令和7年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。

付則

この要綱は、令和8年7月1日に改正し、令和8年4月1日から施行する。

別 紙 1

居宅介護職員初任者研修等事業カリキュラム

1 居宅介護職員初任者研修等

a 居宅介護職員初任者研修課程	合計	1 3 0 時間
ア 職務の理解		6 時間
(ア) 多様なサービスの理解		
(イ) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
イ 介護における尊厳の保持・自立支援		9 時間
(ア) 人権と尊厳を支える介護		
(イ) 自立に向けた介護		
ウ 介護の基本		6 時間
(ア) 介護職の役割、専門性と多職種との連携		
(イ) 介護職の職業倫理		
(ウ) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
(エ) 介護職の安全		
エ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携		9 時間
(ア) 障害者福祉制度		
(イ) 医療との連携とリハビリテーション		
(ウ) 介護保険制度およびその他の制度		
オ 介護におけるコミュニケーション技術		6 時間
(ア) 介護におけるコミュニケーション		
(イ) 介護におけるチームのコミュニケーション		
カ 障害の理解		6 時間
(ア) 障害の基礎的理解		
(イ) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
(ウ) 家族の心理、かかわり支援の理解		
キ 認知症・行動障害の理解		6 時間
認知症の理解		
(ア) 認知症を取り巻く状況		

(イ) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (ウ) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (エ) 家族への支援		
行動障害の理解		
(オ) 行動障害とは (カ) 自閉症の理解・自閉症の障害特性 (キ) 行動障害が起きる背景の理解 (ク) 行動障害を起こさないようにするための支援		
ク 老化の理解		3 時間
(ア) 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 (イ) 高齢者と健康		
ケ こころとからだのしくみと生活支援技術		7 5 時間
(ア) 基本知識の学習 (イ) 生活支援技術の講義・演習 (ウ) 生活支援技術演習		
コ 振り返り		4 時間
(ア) 振り返り (イ) 就業への備えと研修終了後における継続的な研修		
b 障害者居宅介護従業者基礎研修課程	合計	5 0 時間
(1) 講 義	計	2 5 時間
ア 社会福祉に関する知識	小計	7 時間
(ア) サービス提供の基本的視点 (イ) 障害者（児）福祉の制度とサービス (ウ) 老人福祉の制度とサービス		3 時間 2 時間 2 時間
イ ホームヘルプサービスに関する知識と方法	小計	1 3 時間
(ア) ホームヘルプサービス概論 (イ) サービス利用者の理解 (ウ) 介護概論 (エ) 家事援助の方法		3 時間 3 時間 3 時間 4 時間

ウ 関連領域の基礎知識	小計	5 時間
(ア) 医学の基礎知識		3 時間
(イ) 心理面への援助方法		2 時間
(2) 実技講習	計	1 7 時間
ア 共感的理解と基本的態度の形成		4 時間
イ 介護技術入門		1 0 時間
ウ ホームヘルプサービスの共通理解		3 時間
(3) 実 習	計	8 時間
ア 在宅サービス提供現場の見学		8 時間
c 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	合計	1 0 時間
(1) 講 義	計	3 時間
ア 重度の肢体不自由の地域生活等に関する講義	小計	2 時間
(ア) 重度訪問介護の制度とサービス		1 時間
(イ) 重度訪問介護利用者の理解		1 時間
イ 基礎的な介護技術に関する講義	小計	1 時間
介護概論		1 時間
(2) 実 習	計	7 時間
ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	小計	5 時間
基礎介護実習		5 時間
イ 外出時の介護技術に関する実習	小計	2 時間
外出介護実習		2 時間
d 重度訪問介護従業者養成研修追加課程	合計	1 0 時間
(1) 講 義	計	7 時間
ア 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	小計	4 時間
医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援		4 時間
イ コミュニケーションの技術に関する講義	小計	2 時間
コミュニケーション技術		2 時間

ウ	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	小計	1 時間
	緊急時の対応及び危険防止		1 時間
(2)	実 習	計	3 時間
ア	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	小計	3 時間
	重度肢体不自由者介護サービス提供現場実習		3 時間
	※在宅等で生活する障害程度区分 5 又は 6 である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を 1 か所以 上含むものとする。		
e	重度訪問介護従業者養成研修統合課程	合計	20. 5 時間
(1)	講 義	計	11 時間
ア	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義		2 時間
	(基本研修に相当する研修課程)		
イ	基礎的な介護技術に関する講義		1 時間
ウ	コミュニケーションの技術に関する講義		2 時間
エ	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義①		3 時間
	(基本研修に相当する研修課程)		
オ	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義②		3 時間
	(基本研修に相当する研修課程)		
(2)	演習	計	1 時間
ア	喀痰吸引等に関する演習		1 時間
	(基本研修に相当する研修課程)		
(3)	実 習	計	8. 5 時間
ア	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習		3 時間
イ	外出時の介護技術に関する実習		2 時間
ウ	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習		3. 5 時間
f	重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	合計	12 時間
(1)	講 義	計	6. 5 時間
ア	強度行動障害がある者の基本的理解		1. 5 時間
イ	強度行動障害がある者に関する制度及び支援技術の基本的な知識		5 時間
(2)	演 習	計	5. 5 時間

ア	基本的な情報収集と記録等の共有		1 時間
イ	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解		3 時間
ウ	行動障害の背景にある特性の理解		1. 5 時間
g	<u>同行援護従業者養成研修一般課程</u>	合計	2 8 時間
(1)	講 義	計	8. 5 時間
ア	外出保障		1 時間
イ	視覚障害者の理解と疾病①		1 時間
ウ	視覚障害者の理解と疾病②		0. 5 時間
エ	視覚障害者（児）の心理		1 時間
オ	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス		1. 5 時間
カ	同行援護の制度		1 時間
キ	同行援護従業者の実際と職業倫理		2. 5 時間
(2)	講義・演習	計	3. 5 時間
ア	情報提供		2 時間
イ	代筆・代読①		1 時間
ウ	代筆・代読②		0. 5 時間
(3)	演 習	計	8 時間
ア	誘導の基本技術①		4 時間
イ	誘導の基本技術②		3 時間
ウ	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①		4 時間
エ	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②		1 時間
オ	交通機関の利用		4 時間
h	<u>同行援護従業者養成研修応用課程</u>		6 時間
(1)	講 義		
ア	サービス提供責任者の業務		1 時間
イ	様々な利用者への対応		1 時間
ウ	個別支援計画と他機関との連携		1 時間
エ	業務上のリスクマネジメント		1 時間
オ	従業者研修の実施		1 時間
カ	同行援護の実務上の留意点		1 時間

i	行動援護従業者養成研修課程	合計	24時間
	(1) 講義	計	10時間
	ア 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	小計	1.5時間
	強度行動障害がある者の基本的理解		1.5時間
	イ 強度行動障害に関する制度及び		
	支援技術の基本的な知識に関する講義	小計	5時間
	強度行動障害に関する制度及び		
	支援技術の基本的な知識		5時間
	ウ 強度行動障害があるものへのチーム支援に関する講義	小計	3時間
	強度行動障害があるものへのチーム支援		3時間
	エ 強度行動障害と生活の組立てに関する講義	小計	0.5時間
	強度行動障害と生活の組立て		0.5時間
	(2) 演習	計	14時間
	ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	小計	1時間
	基本的な情報収集と記録等の共有		1時間
	イ 行動障害がある者の固有のコミュニケーション		
	の理解に関する演習	小計	3時間
	行動障害がある者の固有のコミュニケーション		
	の理解		3時間
	ウ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	小計	1.5時間
	行動障害の背景にある特性の理解		1.5時間
	エ 障害特性の理解とアセスメントに関する演習	小計	3時間
	障害特性の理解とアセスメント		3時間
	オ 環境整備による強度行動障害の支援に関する演習	小計	3時間
	環境整備による強度行動障害の支援		3時間
	カ 記録に基づく支援の評価に関する演習	小計	1.5時間
	記録に基づく支援の評価		1.5時間
	キ 危機対応と虐待防止に関する演習	小計	1時間
	危機対応と虐待防止		1時間
j	継続養成研修		
	(1) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連		24時間
	ア ① 講義		
	ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際 (4時間)		
	チームケアの実際 (4時間)		

	指導業務の必要性と方法（４時間）		
	カンファレンスの持ち方と事例検討の方法（４時間）		
	② 実技演習		
	ケアマネジメント技術（６時間）		
イ	小グループによる討論（２時間）		
(2)	最新の知識プログラム		2 2 時間
ア	① 講義		
	障害者（児）福祉の動向（３時間）		
	老人保健福祉の動向（３時間）		
	介護技術の展開（４時間）		
	心理学的援助方法の基礎知識（４時間）		
	② 実技講習		
	ケアマネジメント技術（６時間）		
イ	小グループによる討論（２時間）		
(3)	指導技術と介護技術プログラム		
ア	指導技術と介護技術の向上（３０時間）		
イ	小グループによる討論（２時間）		
(4)	困難事例対応技術プログラム		
ア	処遇困難事例対応実習（２４時間）		
イ	小グループによる討論（２時間）		
k	全身性障害者外出介護従業者養成研修課程	合計	1 6 時間
(1)	講義	計	1 2 時間
ア	障害者福祉に係る制度およびサービスに関する講義	小計	3 時間
	(ア) ホームヘルプサービス概論		2 時間
	(イ) 居宅介護従業者の職業倫理		1 時間
イ	身体障害者(児)居宅介護等に関する講義		3 時間
ウ	全身性身体障害者(児)の疾病、障害等に関する講義	小計	2 時間
	(ア) 重度肢体不自由者における障害の理解		1 時間
	(イ) 介助に係わる車いすおよび装具等の理解		1 時間
エ	基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	小計	3 時間
	(ア) 姿勢保持について		1 時間

(イ) コミュニケーションについて		1 時間
(ウ) 事故防止に関する心がけと対策		1 時間
オ 障害者（児）の心理に関する講義		1 時間
 (2) 演 習	計	4 時間
ア 車いすでの移動の介助に係る技術に関する演習	小計	3 時間
(ア) 抱きかかえ方および移乗の方法		
(イ) 車いすの移動介助		
イ 生活行為の介助		1 時間

別 表

居宅介護職員初任者研修等事業免除科目および時間

- (1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (ア) 居宅介護に関する講義（３時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (イ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
- (2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (ア) 居宅介護に関する講義（３時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (イ) 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
 - (ウ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (エ) 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（５時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (ア) 居宅介護に関する講義（３時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (イ) 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
 - (ウ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (エ) 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（５時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- (4) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (ア) 障害者福祉および老人保健福祉に係る制度およびサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、視覚障害に係る制度およびサービス並びに社会保障制度に関するもの
 - (イ) 障害者および老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、視覚障害者の疾病および障害等に関するもの
 - (ウ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、視覚障害に関するもの
 - (エ) 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（５時間）のうち、視覚障害に関するもの

- (5) 行動援護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- (ア) 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
 - (イ) 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
 - (ウ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
- (6) 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- (ア) 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度とサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
 - (イ) 居宅介護に関する講義。 (３時間)
 - (ウ) 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの。
 - (エ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。
- (7) 従前の本要綱に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- (ア) 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度とサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
 - (イ) 居宅介護に関する講義。 (３時間)
 - (ウ) 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの。
 - (エ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。
- (8) 従前の本要綱に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- (ア) 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度とサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
 - (イ) 居宅介護に関する講義。 （３時間）
 - (ウ) 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの。
 - (エ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。
- (9) 従前の本要綱に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- (ア) 居宅介護に関する講義。 （３時間）
 - (イ) 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの。
 - (ウ) 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。
- (10) 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程
介護福祉士、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（修了予定者を含む）、介護保険法上の訪問介護員又は訪問介護員養成研修修了予定者が、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を受講する場合
- (ア) 障害者福祉に係る制度およびサービスに関する講義の（ア）ホームヘルプサービス概論のうち、移動の介護に係る制度およびサービスに関するものを除いたもの。
 - (イ) 身体障害者（児）居宅介護等に関する講義。 （３時間）
 - (ウ) 障害者（児）の心理に関する講義。 （１時間）
- (11) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- (ア) 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
 - (イ) 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの

- (12) 行動援護従業者養成研修修了者
行動援護従業者養成研修修了者については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び（実践研修）を修了したとみなすことが出来る。
- (13) 滋賀県盲ろう者向け通訳・介助者養成講座修了者が、同行援護従業者研修一般課程を受講する場合
- (ア) 視覚障害の理解と疾病に関する講義（１．５時間）のうち、主な眼疾患の特徴と見えにくさについての支援のポイントに関する講義（０．５時間）。
 - (イ) 視覚障害者（児）福祉の制度とサービスに関する講義（１．５時間）。
 - (ウ) 同行援護従業者の実際と職業倫理に関する講義（２．５時間）。
 - (エ) 代筆・代読①、②のうち「（３）代読・代筆の具体的な内容」（０．５時間）。
 - (オ) 誘導の基本技術①、②のうち「（１）基本姿勢・歩く」、「（２）狭いところの通過、ドアの通過」（３時間）。
 - (カ) 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①、②のうち、「（３）場面別」（１時間）

(別記様式1)

第 号

修 了 証 明 書

氏 名

年 月 日生

指定居宅介護等の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示538号）に規定する研修の 別記 課程を修了したことを証明する。

年 月 日

(代表者名)

(別記様式2)

修了証明書（携帯用）

第 号

氏 名

年 月 日生

指定居宅介護等の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示538号）に規定する研修の 別記 課程を修了したことを証明する。

年 月 日

(代表者名)

(別記)

居宅介護職員初任者研修

障害者居宅介護従業者基礎研修

重度訪問介護従業者養成研修基礎

重度訪問介護従業者養成研修追加

重度訪問介護従業者養成研修統合

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

同行援護従業者養成研修一般

同行援護従業者養成研修応用

行動援護従業者養成研修

継続養成研修 チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム

最新の知識プログラム

指導技術と介護技術プログラム

困難事例対応技術プログラム

全身性障害者外出介護従業者養成研修